

南さつま市地域福祉計画（案）

目次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 各計画との関係	3
5 策定の体制	4
6 地域福祉の考え方	5
第 2 章 本市の現状	6
1 人口、世帯等の状況	6
2 保健・医療・福祉の現状	13
第 3 章 地域福祉を取り巻く現状と課題	29
1 地域コミュニティ	31
2 少子化	33
3 高齢化	35
4 災害援護	37
5 ボランティア活動の現状	38
第 4 章 計画の基本的な考え方	40
1 目標とする将来像	40
2 共通目標	40
3 基本目標	41
4 取組の体系	42
第 5 章 取組の内容	43
基本目標 1 人と人の繋がりによる福祉のまちづくり	43
基本目標 2 人と人の思いやりによる福祉のまちづくり	53
基本目標 3 人と人との結びつきによる福祉のまちづくり	58
第 6 章 計画の推進体制	65
1 協働による計画の推進	65
2 計画の評価・点検	66
3 計画の周知	66
資料編	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、家庭機能の低下、地域社会の繋がり希薄化、人口の減少等を背景に、地域の福祉課題は多様化・複雑化しています。このことに伴い、高齢者や児童への虐待、さらには、災害時要援護者や消費者被害の問題等、公的サービスだけでなく、身近な地域を中心に、地域全体で生活全般における支援をしていくことが必要となっています。そして、子ども、高齢者、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現が求められています。

このような社会情勢の中、本市においても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現に向け、一人ひとりが地域の課題は何かを考えることから始まり、地域住民、地域団体、行政が連携しながら、地域で支え合う新たな福祉の仕組みを築いていくことを目的として、今回「南さつま市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、本市のまちづくりの指針である南さつま市総合振興計画を上位計画として、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定します。

【参考】地域福祉計画関連条文 社会福祉法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

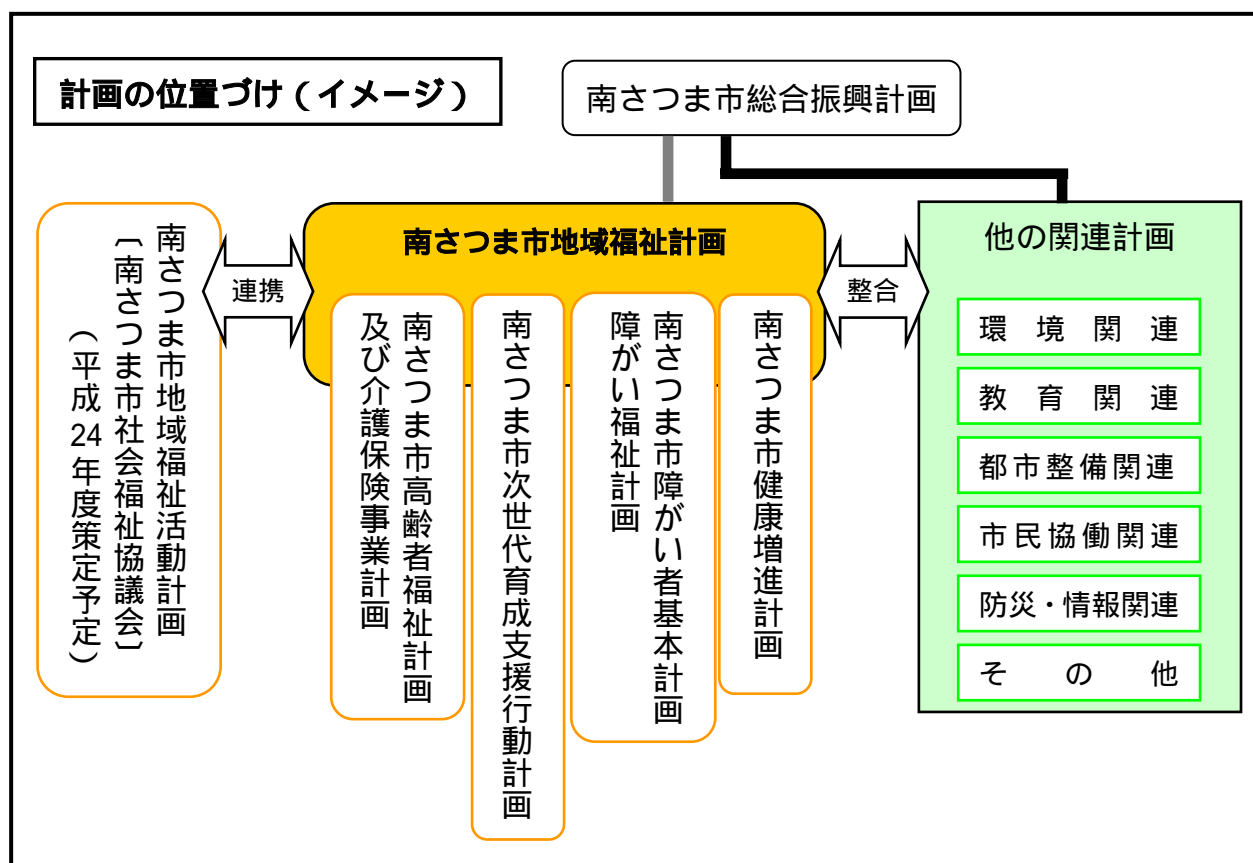
- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の期間

「南さつま市地域福祉計画」の計画期間は、平成 24 年度を初年度とし、平成 28 年度までの 5 年間とします。

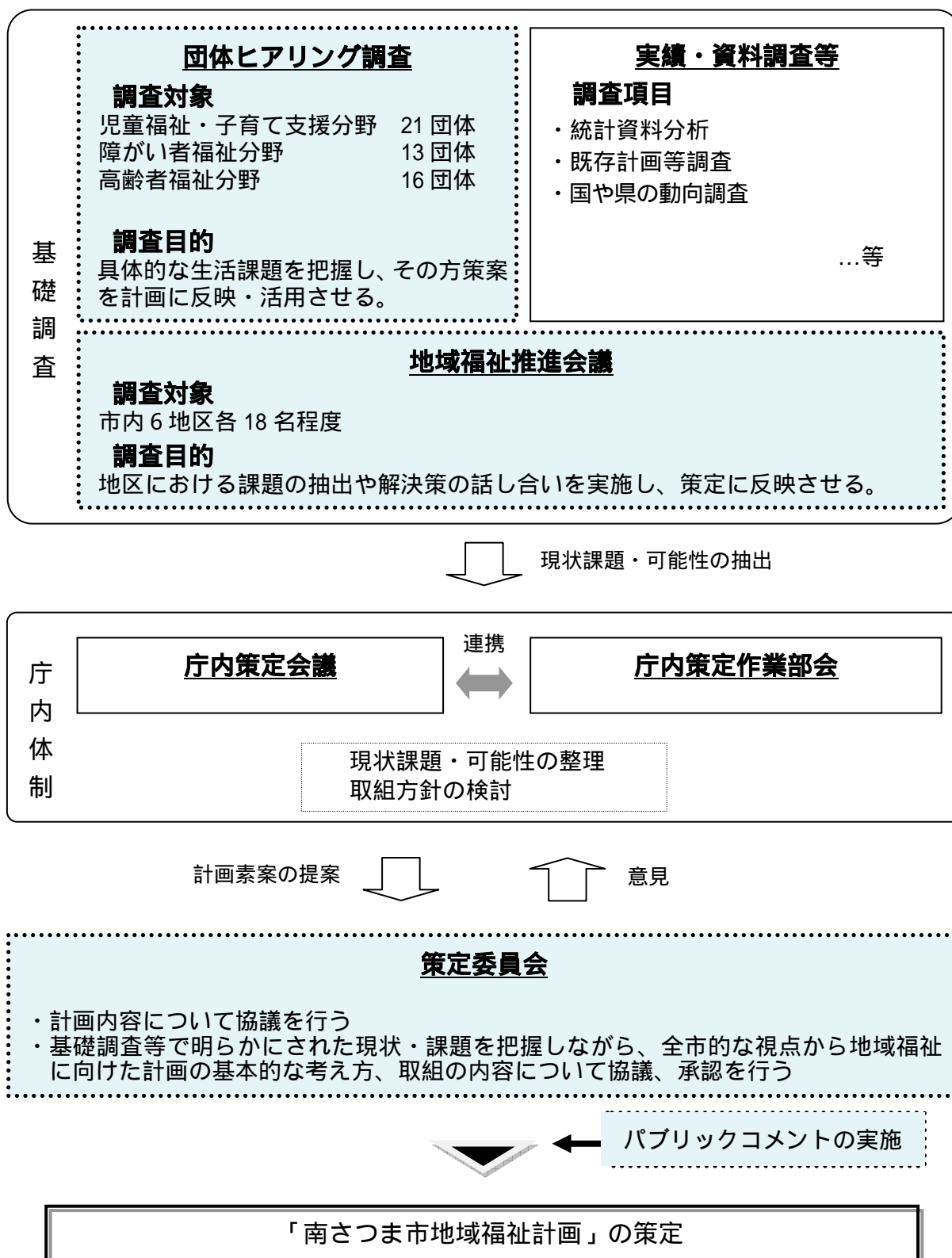
4 各計画との関係

『南さつま市地域福祉計画』は、国及び鹿児島県の関連計画を踏まえ、『南さつま市総合振興計画』を上位計画として、教育、防災、まちづくり等の他の関連計画との整合性・連携を図る必要があります。



5 策定の体制

策定体制



は、市民参加による策定プロセス

6 地域福祉の考え方

個人や地域の抱える問題は、時代の変化・ニーズの変化とともに多様化しています。また、急速に少子高齢化が進展し、地域のつながりも希薄化している中で、従来の福祉サービスや障がいのある人への支援、子育て支援といった公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。

このため、これからの福祉のあり方は、公的なサービスを利用するだけでなく、それぞれが暮らしている地域で互いに助け合い、安心して暮らせる社会の仕組みをつくる必要があります。

地域福祉とは、地域で暮らす一人ひとりが、地域の一員として暮らし、誰もが社会参加できるような地域社会を造り出すことです。地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政機関等がそれぞれの役割を果たし、互いに助け合い、地域の生活課題に対し、よりよい方策を見出していくというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

そのためには、一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助〔互助〕）、公的な制度（公助）の連携によって、地域にある生活課題に対して解決していく取り組みが重要となってきます。

< 地域福祉の向上に向けた3つの助け >

じじょ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い 自分でできることは自分です
きょうじょ 共助 ごじょ (互助)	地域社会における相互扶助 隣近所や友人・知人と互いに支え合い、助け合う 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人等による支え 地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域全体で助け合い、支え合う
こうじょ 公助	公的な制度としての保健・福祉、その他の関連施策に基づくサービスの提供 行政でなければできないことは、行政がしっかりと対応する

第2章 本市の現状

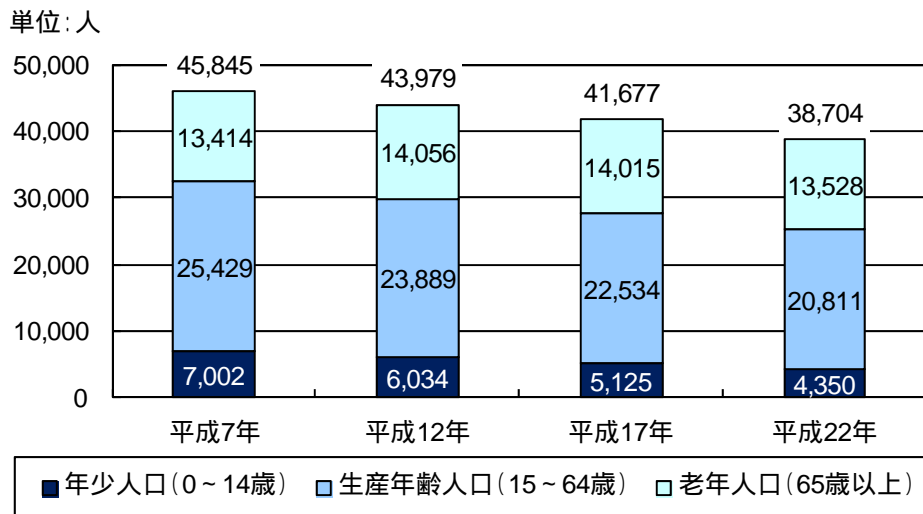
1 人口、世帯等の状況

(1) 年齢3区分別人口構成の推移

本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成7年の45,845人から平成22年の38,704人と、15年間で約7,140人少なくなっています。

内訳をみると、老年人口（65歳以上）が増加しており、高齢化が進行しています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）については、平成7年から平成22年までの15年間で、年少人口（0～14歳）が約2,650人、生産年齢人口（15～64歳）が約4,620人減少しており、少子化の進行、若者層の市外への流出がみられます。

<年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査（平成7～17年は、旧1市4町の合算値、各年10月1日現在）
合計値（総人口）は年齢不詳分も含むため、各項目の和と総人口が一致しない場合があります

< 年齢区分別人口構成の推移 >

単位：人

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口		45,845	43,979	41,677	38,704
年 齢 区 分	年少人口(0～14歳)	7,002	6,034	5,125	4,350
	構成比	15.3%	13.7%	12.3%	11.2%
	生産年齢人口(15～64歳)	25,429	23,889	22,534	20,811
	構成比	55.5%	54.3%	54.1%	53.9%
	老年人口(65歳以上)	13,414	14,056	14,015	13,528
	構成比	29.3%	32.0%	33.6%	35.0%
	前期高齢者(65～74歳)	7,520	7,279	6,218	5,254
	構成比	16.4%	16.6%	14.9%	13.6%
	後期高齢者(75歳以上)	5,894	6,777	7,797	8,274
構成比	12.9%	15.4%	18.7%	21.4%	

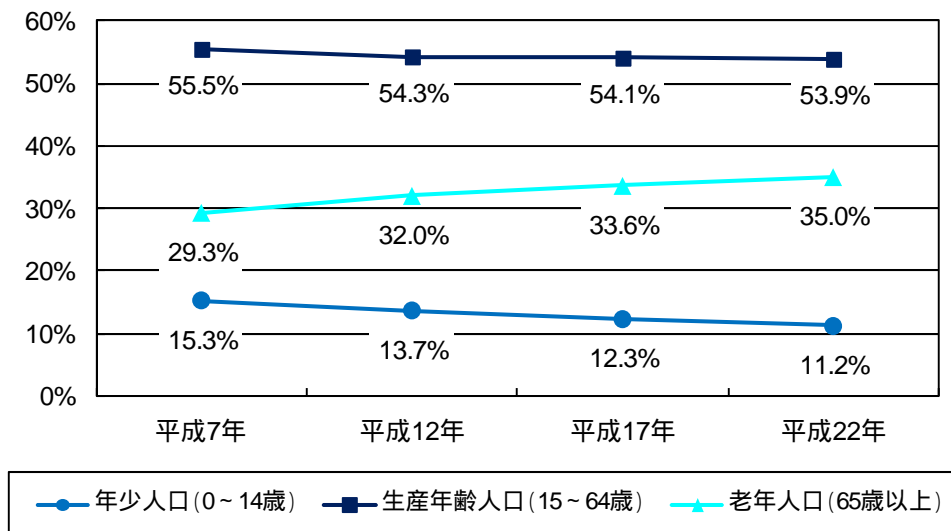
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

合計値(総人口)は年齢不詳分も含むため、各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、平成7年から平成22年の15年間で、生産年齢人口比は大きな推移は見られないのに対し、年少人口比は約4.1ポイントの減少、老年人口比は約5.7ポイントの増加と、大きな推移が見られます。

< 年齢3区分別人口構成比の推移 >

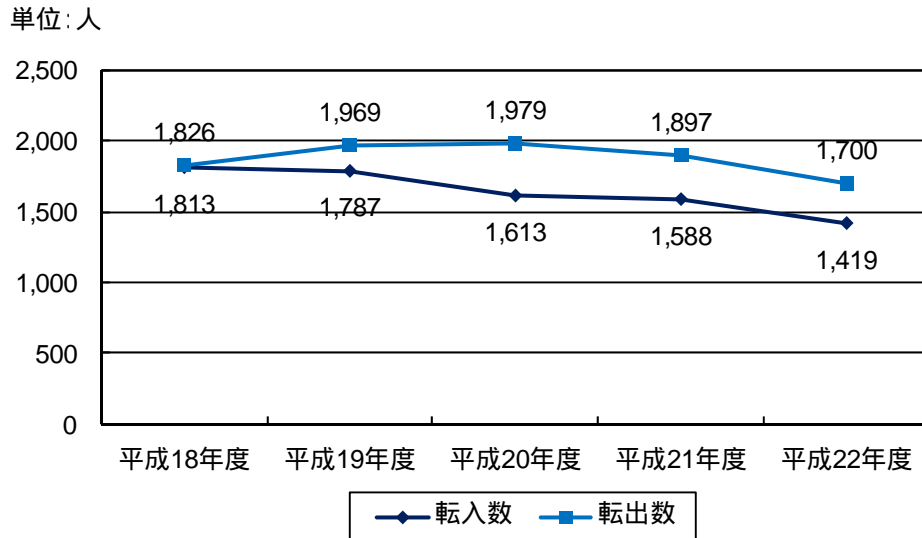


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 社会動態

転入数と転出数の推移をみると、平成 18 年度では転入数と転出数はほぼ同じであったものの、平成 22 年度では転入数 1,419 人に対し、転出数 1,700 人と転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。

< 転入数と転出数の推移 >



単位：人

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
転入数	1,813	1,787	1,613	1,588	1,419
転出数	1,826	1,969	1,979	1,897	1,700

資料：市民福祉部 市民係

(4) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の推移をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成12年から減少傾向となり、平成22年には、8,779世帯となっています。

内訳をみると、全体は減少しているのにも関わらず、ひとり暮らしの世帯の割合は増加傾向にあり、一般世帯の約2割がひとり暮らしの世帯となっています。平成7年から平成22年にかけて、ひとり暮らしの世帯は2.8ポイント増加しています。

< 高齢者世帯の推移 >

単位：世帯・%

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	17,686	17,535	17,035	16,342
65歳以上の高齢者のいる世帯	9,285	9,516	9,193	8,779
構成比	52.5%	54.3%	54.0%	53.7%
ひとり暮らしの世帯	3,139	3,381	3,417	3,355
構成比	17.7%	19.3%	20.1%	20.5%
高齢者夫婦世帯	2,943	3,086	2,964	2,788
構成比	16.6%	17.6%	17.4%	17.1%
その他の世帯	3,203	3,049	2,812	2,636
構成比	18.1%	17.4%	16.5%	16.1%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

(5) ひとり親世帯の推移

本市の父子世帯と母子世帯の推移をみると、父子世帯はほぼ横ばいとなっているのに対し、母子世帯は平成7年から平成22年にかけて2倍近く増加し、平成22年には構成比は1.4%、世帯数は233世帯となっています。

< ひとり親世帯の推移 >

単位：世帯・%

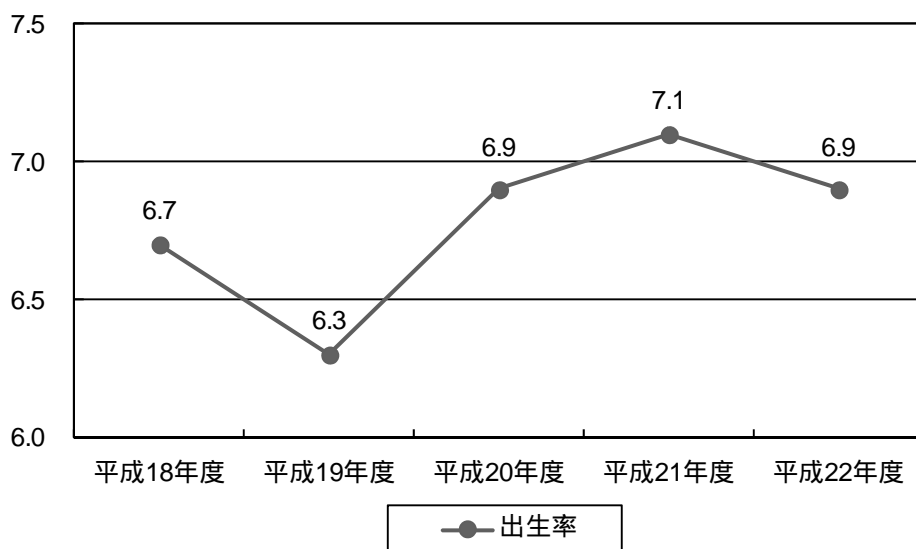
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
父子世帯数	28	33	33	37
構成比	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
母子世帯数	132	175	231	233
構成比	0.7%	1.0%	1.4%	1.4%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 出生率の推移

出生率は平成 19 年度以降増加傾向にあったものの、平成 22 年度には減少しており、今後も少子化の進行が懸念されます。

< 出生率の推移 >



< 出生率（人口千対）の推移 >

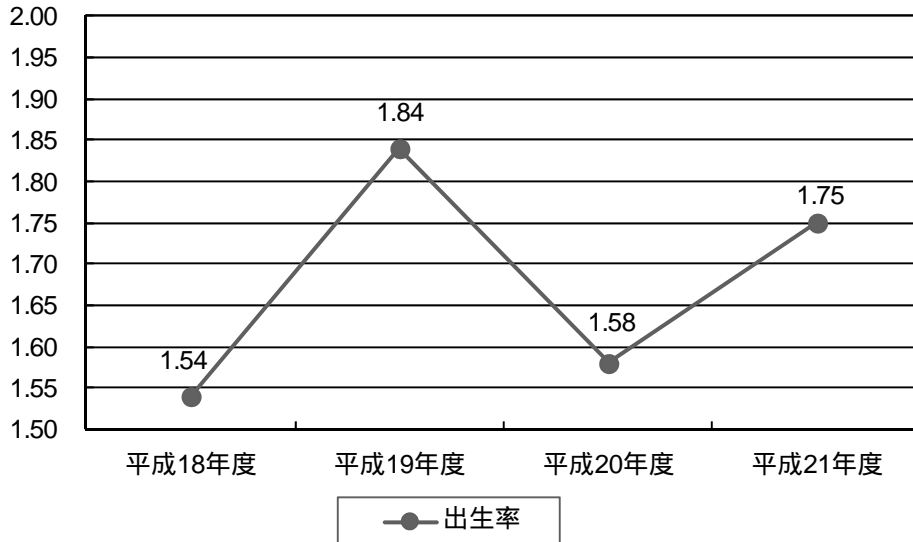
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
出生率	6.7	6.3	6.9	7.1	6.9

資料：住民基本台帳

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率をみると、平成 18 年度から平成 21 年度の 3 年間で、0.21 上昇しているものの、増減の推移が激しく、また人口を維持するのに必要とされる 2.08 を下回っており、少子化傾向が続いています。

< 合計特殊出生率の推移 >



	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
出生率	1.54	1.84	1.58	1.75

資料：県福祉保健課

合計特殊出生率とは

一人の女性が一生の間に何人の子どもを生むかを示すもの。15 歳から 49 歳までの年齢別出生率を合計した数値。この数値が 2.08 を下回ると人口の減少につながるとされている。なお、人口数は各年 10 月 1 日現在を用いて算出。

(8) 各地区 (旧市町) の状況

市内の各地区の状況を比較すると、高齢化率については、各地区において約 3 割から 5 割を占めています。特に、笠沙地区は 50.9% と高く、最も低い加世田地区 (29.0%) を約 22 ポイント上回っています。

このように、市全体の高齢化が進む中で、中心部と周辺部ではさらに状況に差異がみられます。

< 地区別の状況 >

単位 : km²・人・世帯

	面積	総人口	高齢者人口	高齢化率	一般世帯総数
南さつま市	283.37	38,704	13,528	35.0%	16,342
加世田地区	94.37	22,524	6,523	29.0%	9,083
笠沙地区	39.88	2,940	1,496	50.9%	1,440
大浦地区	38.19	2,363	1,073	45.4%	1,080
坊津地区	38.61	3,647	1,642	45.0%	1,708
金峰地区	72.25	7,230	2,794	38.6%	3,031

資料 : 国勢調査 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

2 保健・医療・福祉の現状

(1) 母子健康手帳交付の状況

母子健康手帳交付の状況を見ると、平成20年から平成22年にかけて、全体数は減少しているのに対し、第3子以上は52人となっており、わずがではありますが増加しています。

< 母子健康手帳交付状況 >

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年
第1子	154	130	121
第2子	81	105	94
第3子	37	29	38
第4子	8	10	12
第5子以上	4	4	2
計	284	278	267

資料：保健課健康推進係（各年度末現在）

(2) 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数の推移を見ると、平成18年度以降、年々上昇傾向にあります。また、今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加が見込まれていることからさらなる認定率の上昇が予想されます。

< 要介護（要支援）認定者数の推移 >

単位：人・%

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
65歳以上人口	14,011	13,910	13,815	13,720	13,423
要介護認定者数	3,028	2,848	2,855	2,921	2,954
要介護認定率	21.6	20.5	20.7	21.3	22.0

資料：保健課介護年金係（各年度末現在）

介護保険サービスの利用状況についてみると、平成 22 年度では要介護(支援)認定者のうち、居宅サービスを利用している人が、約 55.0%と半数以上を占めています。

< 要介護(支援)認定者に占める介護保険サービス利用者の割合 >

単位：人・%

区 分	認定者数	居宅サービス		地域密着型		介護施設		合 計	
		人 数	利用率	人 数	利用率	人 数	利用率	人 数	利用率
平成 20 年度	2,855	1,556	54.5	167	5.8	614	21.5	2,337	81.9
平成 21 年度	2,921	1,627	56.4	167	5.8	614	21.3	2,408	83.4
平成 22 年度	2,954	1,604	55.0	201	6.9	605	20.7	2,410	82.6

資料：保健課介護年金係（各年度末現在）

< 要介護認定者（2～5）に占める介護3施設
及び介護専用居住系サービス利用者の割合 >

単位：人・%

介護度別・施設別 利用者数	予防給付		介護給付					計	内要介護 2～5の者
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
認定者数	491	423	531	444	361	321	346	2,917	50.5
介護専用特定施設	-	-	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型施設	-	3	23	44	44	23	10	147	82.3
介護老人福祉施設	-	-	10	21	56	116	192	395	97.5
介護老人保健施設	-	-	20	34	50	51	36	191	90.0
介護療養医療施設	-	-	0	1	0	6	6	13	100
計	0	3	53	100	150	196	244	746	92.5

資料：保健課介護年金係（平成 22 年度末現在）

< 介護度別介護3施設利用者数 >

単位：人・%

3施設別・利用者数	予防給付		介護給付					計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護老人福祉施設			10	21	56	116	192	395
介護老人保健施設			20	34	50	51	36	191
介護療養医療施設			0	1	0	6	6	13
計			31	56	106	173	234	599
利用者構成割合			5.2	9.3	17.7	28.9	39.1	100.0

資料：保健課介護年金係（平成 22 年度末現在）

(3) 障害者手帳所持者、障がい福祉サービス利用の状況

身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数をみると、平成18年度の2,715人から平成22年度の2,679人と全体で36人減少しています。

障がい程度別では1級が最も多く、また、障がい種別では肢体不自由の割合が全体の約半数を占めています。

< 身体障害者手帳所持者数の推移 >

単位：人

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障がい程度別	1級	848	836	836	834	847
	2級	605	595	600	572	554
	3級	470	482	493	493	494
	4級	439	445	456	468	479
	5級	165	161	151	142	136
	6級	188	175	173	173	169
障がい種別	視覚障がい	296	285	270	260	248
	聴覚・平衡機能障がい	347	346	350	348	345
	音声・言語・そしゃく機能障がい	37	37	35	37	36
	肢体不自由	1,388	1,380	1,410	1,384	1,390
	内部障がい	647	646	644	653	660
総 数		2,715	2,694	2,709	2,682	2,679

資料：福祉課障害福祉係(各年度末現在)

知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の推移をみると、平成18年度の444人から平成22年度の451人と全体で7人増加しています。

障がい程度別にみると、B(中・軽度)に比べて、A(重度)の割合が多く、A(重度)は減少傾向に、B(中・軽度)は増加傾向にあります。

< 療育手帳所持者数の推移 >

単位：人

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障がい程度別	A(重度)	263	258	258	247	246
	B(中・軽度)	181	188	196	206	205
総 数		444	446	454	453	451

資料：福祉課障害福祉係(各年度末現在)

精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では平成18年度から平成22年度にかけて34人増加しています。

障がい程度別にみると、2級が最も多く、平成22年度では全体の73.2%を占めています。

また、自立支援医療交付数の推移をみると、平成18年度から平成22年度にかけて71人減少しており、減少傾向にあります。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障がい 程度別	1級	12	13	10	12	15
	2級	150	158	146	159	169
	3級	35	41	38	46	47
総 数		197	212	194	217	231
(内手帳有効者数)		-	-	(123)	(146)	(161)

資料：福祉課障害福祉係（各年度末現在）

<自立支援医療交付数の推移>

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自立支援医療交付者数	518	405	458	438	447

資料：福祉課障害福祉係（各年度末現在）

自立支援医療とは

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。

障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用状況をみると、訪問系サービスでは「居宅介護給付」、日中活動系サービスでは「生活介護給付」、「就労継続支援（B型）」、居住系サービスでは「共同生活援助給付（グループホーム）」と「施設入所支援給付」の利用が多くなっています。

<平成22年度分 障がい福祉サービスの利用件数・日数>

単位：件・日

サービスの種類		件数	日数
訪問系サービス	居宅介護給付	29	327
	重度訪問介護給付	0	0
	行動援護給付	0	0
日中活動系サービス	療養介護給付	1	31
	生活介護給付	50	905
	児童デイサービス	65	328
	短期入所給付	11	162
	宿泊型自立訓練	0	0
	自立訓練（機能訓練）給付	0	0
	自立訓練（生活訓練）給付	6	124
	就労移行支援給付	15	330
	就労継続支援（A型）	7	131
就労継続支援（B型）	25	409	
居住系サービス	共同生活介護給付（ケアホーム）	11	300
	共同生活援助給付（グループホーム）	27	767
	施設入所支援給付	26	762
旧体系サービス	旧法施設支援給付	158	4,677
	入所	151	4,517
	身体入所更生	7	198
	身体入所療養	31	930
	身体入所授産	5	155
	知的入所更生	72	2,166
	知的入所授産	36	1,068
	知的通勤寮	0	0
通所・知的通所授産	7	160	
特定障害者特別給付	160	4,881	
療養介護給付（医療）	1	31	
特別対策	23	635	
計	615	14,800	

資料：福祉課障害福祉係

(4) 社会福祉施設入所の状況等

児童福祉分野

児童福祉分野の施設の状況をみると、市内には保育所（園）が13か所、地域子育て支援センターが1か所、児童館が1か所、放課後児童クラブが6か所となっています。

また、保育所（園）での待機者はみられません。

< 児童福祉分野の施設 >

単位：箇所・人

施設の種類	設置数	定員	入所者数	待機者数
保育所（園）	13	705	790	0

施設の種類	設置数	登録者数	年間利用者数
子育て支援センター	1		3,961
児童館	1	14	209
放課後児童クラブ	6	226	4,059

資料：子ども応援室（平成23年4月1日現在）

高齢者福祉分野

高齢者福祉分野の施設の状況をみると、市内には認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が 8 か所、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は 7 か所と多くなっています。

待機者については、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で多くみられます。

< 高齢者福祉分野の施設 >

単位：箇所・人

施設の種類	設置数	定員	入所者数	待機者数
養護老人ホーム	1	120	120	90
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7	449	449	356
生活支援ハウス	1	20	4	0
共同生活所				-
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	8	144	144	-
介護老人保健施設	2	150	150	-
介護療養型医療施設	2	9	9	-
有料老人ホーム				-
適合高齢者専用賃貸住宅 サービス付き高齢者向け住宅	1	24	7	5

資料：福祉課・保健課（平成 23 年 9 月 1 日調査結果）

介護老人福祉施設の待機者数は、施設への申込みに重複があるため多くなっています。

障がい福祉分野

障がい福祉分野の施設の状況をみると、身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設、共同生活介護（ケアホーム）がそれぞれ1か所、共同生活援助（グループホーム）が2か所設置されています。

< 障がい福祉分野の施設 >

単位：箇所・人

施設の種類	設置数	定員	入所者数	待機者数
施設入所支援事業所	0	0	0	0
生活介護事業所	2	26	9	0
自立訓練（機能訓練）事業所	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）事業所	0	0	0	0
就労継続支援（B型）事業所	2	40	18	0
就労移行支援（一般型）	1	6	2	0
身体障害者療護施設	1	52	16	0
		4	2	0
知的障害者入所更生施設	1	220	49	0
知的障害者通所授産施設	0	0	0	0
共同生活介護（ケアホーム）	1	10	1	0
共同生活援助（グループホーム）	2	14	3	0
短期入所（ショートステイ）	3	10	6	0

資料：福祉課障害福祉係（平成23年4月1日現在）

（5）ボランティア団体・NPO法人

< ボランティア団体・NPO法人数 >

ボランティア団体・個人（ボランティアセンター登録）	個人	78人
	団体	65団体
うちボランティアセンター登録のNPO法人		3団体

資料：市社会福祉協議会（平成24年1月10日現在）

< ボランティアセンター登録団体とその主な活動 >

団体名	活動内容
南さつまマジッククラブ	公民館・保育園や学校・高齢者施設でマジック披露
サザン・音和会	福祉施設や高齢者施設、老人クラブや校区公民館等の行事での大正琴演奏慰問
坊津民生委員児童委員協議会	施設慰問し手伝う、見守り・声掛け
加世田フォークダンス同好会「ひまわり」	フォークダンス演舞（福祉施設ほかを慰問し演舞）
南さつま市老人クラブ連合会	高齢者相互支援活動、環境美化、伝承活動、ふれあい活動ほか
南さつま市立中央図書館しゃぼん玉	絵本等の読み聞かせ 子育てサロン・幼稚園・保育園・小学校・施設・団体他
金峰おはなしの会	絵本の読み聞かせ、ペープサート、ブラックシアター等 お話会活動 子育てサロン・施設・団体どこでも対象
加世田民生委員児童委員協議会	地域福祉活動、青少年健全育成、災害救援ボランティア
ハーモニカ悠遊クラブ	ハーモニカ演奏高齢者施設慰問ほか
金峰民生委員児童委員協議会	障がい者施設行事支援、子どもまつりボランティア、声掛け見守り、生活指導・助言、行政への連携により諸問題への解決を行う
南さつま市母子寡婦福祉会	子育て・託児支援、イベント支援、高齢者施設在宅支援、災害炊き出し支援、母子世への協力支援
南さつま市運動普及推進員加世田地域	運動福祉に関するボランティア、地域行事に伴う協力活動
南さつま市生活学校	子育て・託児支援、イベント支援、高齢者施設在宅支援、災害炊き出し支援、環境美化
つわぶきの花	高齢者施設への慰問 歌・踊り・体操、日赤炊き出し、子育て支援、託児支援、修学旅行生の食事まかない
かせだケナフレディース	音声訳（市報他）
笠沙民生委員児童委員協議会	地域住民の地域福祉活動援助、青少年健全育成ほか
キッズランド児童館紙ふうせん	子どもの健全育成、児童養育に関する活動、児童福祉活動、視覚に障がいのある方のための音声訳
生田流 生派 涛月会	高齢者施設・小学校慰問琴演奏活動、地域の老人クラブ行事琴演奏慰問
サタデー	音声訳、施設慰問、地域福祉イベント支援、寄付活動

ひまわり	毎月町内 75 歳以上の高齢者誕生八ガキ作成、福祉・高齢者施設交流慰問、老人クラブ行事の支援、町内花園の管理
内山田中村防災会	高齢者施設（ケアハウスかせだ）火災時等の支援、集落内危険箇所の点検、市防災訓練参加、
加世田民舞の会	施設他舞踊慰問
鳳凰高等学校	障がい児美術教室サポート、薬物乱用ヤングキャンペーン活動、幼稚園・高齢者施設夏祭り等手伝い、赤い羽根募金活動、こどもまつりボランティアほか
南さつま市社会福祉協議会 坊津支所親和会	高齢者施設の花壇管理・清掃作業・草払い、 国道空き缶拾い
鮎川自治会	道路・河川等の草刈り活動他地域美化活動
環境美化チームあみあげ	地域の草刈り・側溝清掃・空き缶ゴミ拾い・県道市道歩道の松葉枯れ木除去清掃、新川海岸清掃
内山田小学校地域サポート隊	内山田小学校の児童の安全安心のための支援活動全般
J A 南さつま加世田支所女性部	地域の高齢者や福祉施設へめんつゆ味噌贈呈、地域高齢者への声掛け運動、砂の祭典清掃活動、
特定非営利活動法人 N P O 南さつま	市内全域対象、敬老会・十五夜祭りでのバンド演奏他可能な活動
南さつま市食生活改善推進員連絡協議会	市民の健康づくり活動支援、地産地消・食の伝承活動 日赤炊き出し、ふるさと金峰クリーン作戦、雑巾寄贈、 障害児施設行事支援、福祉弁当づくり、ボランティア学習、 県下一周駅伝接待、金峰ふれあいサロン支援
金峰お手玉の会	お手玉演舞慰問、お手玉講座、お手玉あそびこども～ 高齢者まで
金峰地区運動普及推進員協議会	高齢者デイサービスや自治会・障害児施設、子育て支援教室での季節の歌、体操、レクダンス、ゲーム、お手玉あそび
ちびっ子クラブ	月 2 回就学前の子どもと持つ親同志サロン活動を展開 年間計画のもと、子育て支援を行う。
人形劇団コロちゃん	手作り人形で劇を披露（保育園養護学校高齢者施設ほか） 遊具づくり
さざんか	講演会や講習会の乳幼児託児ボランティア、託児支援、 老人クラブスポーツ大会支援ほか
ボイス・メッセンジャー	金峰町視覚に障がいのある方々へ市報・おしらせ版を朗読テープを作成し（音声訳）自宅へ届ける。声掛けし安否確認も行う。

障がい児の活動を支えるボランティア竜ちゃんず	子ども美術教室ピカソの活動支援、地域の障がい児施設等の活動支援
加世田星の組	音声訳のルビつけや複製ダビング、古切手整理、布・紙等のリサイクル手芸・フラワーアレンジメントの奉仕、折り紙指導、フラダンス舞踊慰問
このはな一座	日舞、唄、詩吟、エプロンシアター、マジック、寸劇 高齢者施設や団体等からの依頼に対応
岬ひまわりの会	高齢者相互支援活動（声かけ運動安否確認）環境美化
NPO法人プロジェクト南からの潮流	音声訳、文化的活動、地域おこしイベント協力ほか
はまぼう加世田	文化伝承、青少年健全育成、 国際交流、社会貢献、音声訳、寄付活動
すみよいまちづくり南友会	市・町道や国道の草払い伐採、老人ホーム等の演芸慰問、 高齢者施設の福祉機器（車いす）消毒・清掃
吾妻流寿賀穂の会	高齢者施設、公民館、老人クラブ等舞踊慰問、チャリティ益金寄付
内山田大正琴・ハーモニカ同好会	校区文化祭の演奏 保育園・高齢者施設等の慰問演奏
幸若流「嵐舞の会」	高齢者施設・病院、公民館、老人クラブ等舞踊慰問、 チャリティ益金寄付
ボランティアグループルル	託児・子育て支援、地域福祉行事支援、 青少年育成活動他
手話サークル「青空」	障がい者生活協力、通所事業者手話講習会、障がい者イベント協力
おじさんとおばさん	施設・病院等でのエレキギター演奏、カラオケ機材提供、フラダンス演舞
加世田パソバラ巴の会	主に身体障がい者パソコン指導、週二回パソコン無料講習会（視覚障がい者や初心者）、郵便局病院送迎ほか
精神保健福祉ボランティア	精神保健福祉ボランティア活動ほか
南さつま市女性団体連絡協議会	街づくり協力、地域おこしイベント協力、交通安全運動への協力、日赤炊き出し・募金協力ほか
みどりの会	病院の入院患者傾聴、末期がん患者訪問、高齢者施設での歌の披露と合唱慰問活動
大楠の会	障がい者生活協力、障がい者講座通所援助ほか
大浦地区運動普及推進員	運動福祉に関するボランティア、地域行事に伴う協力活動

笠沙地区運動普及推進員	運動福祉に関するボランティア、地域行事に伴う協力活動
南さつま市坊津歴史資料センター輝津館（ボランティア）	輝津館イベント関係協力、花壇等の環境整備、清掃・貝殻拾い
坊津地区運動普及推進員	運動福祉に関するボランティア、地域行事に伴う協力活動
健康づくり推進員連絡協議会	心と体の健康のための活動、接待ボランティア、公民館行事協力、清掃活動
交通安全協会万世支部	交通安全活動、ロードミラー清掃他
パンプキッズ	合唱、楽器演奏、お手玉あそび、折り紙教室
特定非営利活動法人加世田じゃがいもの会	福祉全般、生活支援、子育て支援、外出支援ほか
なかよしクラブ赤ピーマン	高齢者の食事の作り方、介助、アンチエイジングの食事の作り方
南さつま市手をつなぐ育成会	研修視察、親子体験活動、障がい児支援ボランティア養成講座ほか
子ども美術教室ピカソ保護者会	障がいある子どもとその兄弟を対象の美術教室お絵かきを中心に集う

資料：南さつま市社会福祉協議会ボランティア活動センター

(6) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱します。市民の中から選出され、任期は3年となっています。また、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。

民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員も活動しています。本市では148人の民生委員・児童委員が市民の福祉の向上のために活動しています。

< 民生委員・児童委員数 >

単位：人

地区名	民生委員・児童委員（主任児童委員）
総数	148（10）
加世田地区	57（3）
笠沙地区	18（1）
大浦地区	14（2）
坊津地区	28（2）
金峰地区	31（2）

資料：福祉課社会係（平成22年12月1日現在）

< 民生委員・児童委員の主な職務 >

住民の生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるよう相談、助言、援助を行うこと。

援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供やその他援助を行うこと。

社会福祉事業者や社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。

福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

(7) 在宅福祉アドバイザー

本市では、449人の在宅福祉アドバイザーが各地域で活動しています。

<在宅福祉アドバイザー数>

単位：人

地区名	在宅福祉アドバイザー
総数	449
加世田地区	158
笠沙地区	25
大浦地区	32
坊津地区	86
金峰地区	148

資料：福祉課社会係（平成23年4月1日現在）

<在宅福祉アドバイザーの主な活動内容>

見守り—要援護者に対する声かけ、安否確認
掘り起こし—在宅福祉サービスに関する情報提供、ニーズの把握、掘り起こし
相談—在宅福祉サービスに関する相談、助言
つながり—民生委員や市町村、市町村社協等への連絡
確認—在宅福祉サービス受給状況の確認

(8) 身体障害者相談員、知的障害者相談員

本市では、身体障害者相談員を各地区に 7 人配置し、知的障害者相談員は加世田地区と金峰地区にそれぞれ 1 名ずつ配置しています。

< 身体障害者相談員、知的障害者相談員数 >

単位：人

	身体障害者相談員	知的障害者相談員
加世田地区	1	1
笠沙地区	2	0
大浦地区	1	0
坊津地区	1	0
金峰地区	1	1
計	7	2

資料：福祉課障害福祉係（平成 23 年 4 月 1 日現在）

(9) 保健・医療の状況

市内の医療施設は、病院が 7 か所、一般診療所が 42 か所、歯科診療所が 14 か所あります。

< 医療施設数 >

単位：箇所・床

施設の種類	施設数	病床数
病院	7	1,012
一般診療所	42	237
歯科診療所	14	0

資料：平成 22 年県医療統計（平成 22 年 10 月 1 日現在）

(10) 要援護者の状況

要援護者の状況を見ると、本市では447人となっています。また、地区別に見ると、加世田地区が152人と一番多く、次いで坊津地区が117名となっています。

< 要援護者数 >

単位：人

地区名	男	女	合計	避難 支援者数	障がい のみの方	その他
南さつま市	103	344	447	358	19	14
加世田地区	29	123	152	159	7	3
笠沙地区	8	39	47	50	1	4
大浦地区	8	26	34	36	1	0
坊津地区	37	80	117	30	4	6
金峰地区	21	76	97	83	6	1

資料：福祉課社会係（平成23年9月1日現在）

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

< 地域福祉推進会議の実施概要 >

(1) 実施の目的

地域福祉推進会議は、「南さつま市地域福祉計画」の策定にあたり、各地区の地域福祉を取り巻く現状（良いところや問題点）を地域住民の声から把握するとともに、課題に対する方策案（解決策）のアイデアをお聞きし、その結果を本計画の策定に反映・活用することを目的に実施しました。

(2) 実施方法及び実施日

市内6つの中学校区単位で、各3回開催しました。全参加者が3グループに分かれ、模造紙や付せん紙を使ったグループ討議を中心に、自由な雰囲気の中で楽しく意見交換できる方法で行いました。

討議した内容及び開催日は、次の通りです。

地域福祉推進会議討議内容

第1回

- ・地域福祉に関するテーマに沿った現状と課題について

第2回

- ・課題に対する方策案について

第3回

- ・方策案を自助・共助・公助の役割別に整理する

地域福祉推進会議の開催日

地区名	回数	日程
加世田地区 24名	第1回	7月20日
	第2回	8月24日
	第3回	9月13日
万世地区 19名	第1回	7月22日
	第2回	8月24日
	第3回	9月13日
笠沙地区 19名	第1回	7月21日
	第2回	8月25日
	第3回	9月14日
大浦地区 18名	第1回	7月21日
	第2回	8月25日
	第3回	9月14日
坊津地区 18名	第1回	7月20日
	第2回	8月26日
	第3回	9月15日
金峰地区 21名	第1回	7月22日
	第2回	8月26日
	第3回	9月15日

1 地域コミュニティ

現状と課題

本市では、少子高齢化が急速に進行し、地域のコミュニティが成り立たなくなっている地域もみられます。しかし、これらの地域は、それぞれに固有の風習や伝統文化等を有しており、地域のつながりが強く、お互いに助け合える関係を築いています。このため、現在住んでいる地域で生涯暮らしたいと思っている人が多いものの、移動手段が少ないなど、生活に不安を抱えている人も少なくありません。

また、市街地及びその周辺部においては、地域に対する愛着心や郷土意識、市民間のふれあいなど、コミュニティ意識の希薄化が課題となっています。

このため、さまざまな組織・団体と連携し、新たな地域コミュニティの創出や移動手段の確保等、地域に応じた活動を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域におけるコミュニティの再生及び基盤づくりが必要です。

地域福祉推進会議参加者の声から

【日頃からいいなと感じていること】

- ・ 小学校や中学校の登下校でのあいさつは良くしてもらっている。
- ・ 日常的に地域の声掛けが行われている。
- ・ 近所の子どもたち（小・中・高）があいさつをしてくれる。また、近所の年寄りの方もよく声をかけてくれる。家庭内でもよく話題になる。
- ・ 日常的に顔が見える関係ができています。隣近所の情報が入りやすい。
- ・ 隣近所のつきあいがある。
- ・ 地区公民館が交流の場となっている。
- ・ 月一回の資源ごみの収集の日が交流の場になっている。
- ・ 地域の行事が多く、季節の行事に情緒があってよい。
- ・ 年間を通して地域活動や、地域行事等よくあり参加している人も多い。

地域福祉推進会議参加者の声から

【身近なところでの困りごと・悩みごと】

- ・若い世代の近所づきあいが少ない。
- ・若い人が地域行事に参加しない。
- ・地域の行事や活動への参加者の顔ぶれが固定している。
- ・人口が減り、集落単位の行事が出来なくなった。
- ・地域の行事は年配の人から引き継ぎがなされているが、引き継ぐ人がおらずなくなってきている。
- ・高齢化に伴い活動に参加する人が限られている。
- ・世代間の交流ができていない。
- ・人材不足、リーダー不足。

2 少子化

現状と課題

本市では、年少人口が減少し続けており、少子化が顕著に表れています。その背景には、核家族化や若者の地域離れが進み、子育てに関して一人で不安や悩みを抱える子育て世代が増加していることや、母親の就労環境が整わないことなどの理由があると考えられます。

本市においては、子育てに対する不安感を緩和するために、地域子育て支援センターによる相談・支援や母子保健推進員による戸別訪問の実施、さらには、保護者の就労支援のための延長保育や学童保育等を行い、少子化対策に努めています。

併せて、花婿・花嫁きもいりどん事業により、地域で若者をサポートする機運を醸成するとともに、独身男女の結婚に対する価値観を高めるための出会いの場づくりも展開しています。

また、学校においては、児童・生徒数の減少により少人数での登下校となる地域や、学校の再編が進み通学距離が長くなる地域もあり、登下校時の安全面への配慮が必要となっています。このことから、各地域で行われている「地域ぐるみで子どもを守る体制」の拡充を図ることが必要です。

地域福祉推進会議参加者の声から

【日頃からいいなと感じていること】

- ・登下校時に地域の方々が横断歩道や交差点で毎日、警戒にあたっています。
- ・子どもの登校時、散歩を兼ねて同行している人がいるので安全である。
- ・母子保健推進員による戸別訪問のとき子育ての相談ができ助かる。
- ・母子保健推進員をしています、いろんな支援があることを知り、母親たちに情報提供をしている。
- ・地域に子どもも少ないので、ボランティアやスクールガード等で地域ぐるみで守られているという感じがとても強い。

地域福祉推進会議参加者の声から

【身近なところでの困りごと・悩みごと】

- ・高齢化率が年々高くなり、人口の減少も目立ってきている。雇用（働く）する場所をつくらないと若い人がいなくなり、子どもも自ずと少なくなる。
- ・障がい児の放課後の余暇活動の場がない。
- ・小学校の児童数が少なく、登下校の時間帯もまばらで、ひき逃げ事故等の危険性がある。
- ・あいさつをしない子どもが多くなった。また、マナーが悪い。
- ・小規模校の学校なので、運動するのに限りがあります。寂しい感じがします。
- ・通学路の道路状況が悪い。

3 高齢化

現状と課題

本市における高齢化は、かなりのスピードで進行しており、高齢者全体は減少しているものの、75歳以上の高齢者は増加しています。世帯においても、一般世帯の中で高齢者のいる世帯が約半数を占めており、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の割合が増加している状況のなか、日常生活の不安解消や緊急時における適切な対応が課題となっています。

現在、一部の地域では、ひとり暮らし高齢者への地域ぐるみでの見守りや福祉ネットワーク体制を整備し、組織的に高齢者への支援活動を行っている地域もみられることから、この活動を全市的な取り組みにしていくため、「地域ケア体制整備事業」として各地域における活動の促進を図っています。

また、引きこもりがちな高齢者を外出させるきっかけづくりのため、老人クラブをはじめとする自主的な活動や、高齢者学級、各種公民館講座、生きがい対応型デイサービス（ふれあいサロン）等によって広く交流の場を設けています。今後とも多くの高齢者の参加を促すため、これらの活動を、より一層充実させることが必要です。

地域福祉推進会議参加者の声から

【日頃からいいなと感じていること】

- ・ 民生委員がよくひとり暮らしの方へ声掛けをしている。
- ・ 老人クラブでひとり暮らしの高齢者の訪問をしている。
- ・ 福祉ネットワークでひとり暮らしの高齢者に声掛けをしている。
- ・ 在宅福祉アドバイザーの方々が独居老人の方々に積極的に声かけしている。
- ・ ふれあいサロンでの活動がしっかりできている。
- ・ 高齢者が集落で定期的にグランドゴルフを行い、来ない方へも声掛けをしている。
- ・ 介護予防教室「はつらつクラブ」で、独居高齢者、引きこもり高齢者に交流の場を作っている。

地域福祉推進会議参加者の声から

【身近なところでの困りごと・悩みごと】

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が多い。
- ・ひとり暮らし高齢者の病気時の対応が心配。
- ・ひとり暮らしの高齢者の火の取り扱いが心配。
- ・一人住まいの高齢者に何かあった時の対応に不安を抱える人がいる。
- ・健康、介護、生活費、買い物や通院等に不安がある。
- ・お年寄りの移動手段が少ない。
- ・ふれあいサロンを利用する方は限られた人たちのみ。
- ・老々介護の方々が増えつつある。
- ・高齢者の交通事故や災害対応が心配。

4 災害援護

現状と課題

本市は、シラス土壌や急傾斜地を背景とした土砂災害が起こりやすい地域が多く、台風や集中豪雨に対する警戒が重要です。市民を災害から守るため「地域防災計画」に基づき、災害時の情報伝達手段の充実や、防災意識の高揚、自主防災組織の結成や育成に努めています。

しかし、高齢化率の高い本市においては、災害時の避難場所や災害時支援の在り方等に不安を感じている災害要援護者もみられます。また、防災無線等については、地域によって聞こえづらさなどの声も聞かれます。

この様なことから、今後は、災害時要援護者等に対し、災害時における支援体制のさらなる充実を図るとともに、災害情報等を確実に伝達できる体制の整備や伝達方法の検討・工夫が必要です。

地域福祉推進会議参加者の声から

【日頃からいいなと感じていること】

- ・ 防災無線があり、情報を流しやすい。
- ・ 防災無線が活用されている。
- ・ 台風接近時等、高齢者宅の戸締りをしてあげる人がいる。
- ・ 福祉ネット、災害時緊急連絡網の充実。
- ・ 地域の消防団が風水害時の巡回や防火の呼びかけ等 1 年中よく各集落を見守っている。

地域福祉推進会議参加者の声から

【身近なところでの困りごと・悩みごと】

- ・ 耳の障がいのある方に対し、夕方入る地域の無線が全くわからない。災害の情報が入らない。
- ・ 防災無線の有効活用ができていない。
- ・ 災害発生時、避難場所が遠く、危険である。
- ・ 災害時の避難場所がわからない。
- ・ 高齢者、障がいのある方の台風、大雨の災害時の対応が心配である。
- ・ 災害時の支援者が少ない。
- ・ 災害時の子どもとの連絡方法等が心配。
- ・ 自主防災組織がない。

5 ボランティア活動の現状

現状と課題

南さつま市社会福祉協議会ボランティア活動センターは、これまでさまざまなボランティア団体やNPO法人等の育成・支援を行い、市民による自主的・主体的な活動を促進するなど、ボランティアによる地域福祉活動の中核的な役割を担っています。現在、センターへの登録は、団体が62団体、個人が62人となっており、なかでも女性の団体・個人及び年齢層の高い方々の登録が多くなっています。

今後は、ボランティア活動の意識調査やボランティアのニーズ調査等を行い、ボランティア活動の促進に向けさらなる意識の高揚が必要です。

地域福祉推進会議参加者の声から

【日頃からいいなと感じていること】

- ・ 奉仕作業に多くの方が参加している。
- ・ ボランティア活動への参加意識が高くなっている。
- ・ 地域のボランティアが充実している。
- ・ ボランティア（奉仕）活動に参加したい人は多い。
- ・ NPO 法人が地域の行事をリードしている。
- ・ 青壮年有志の交流会から発展して、集落のための奉仕作業をして喜ばれている。

地域福祉推進会議参加者の声から

【身近なところでの困りごと・悩みごと】

- ・ ボランティア活動の情報が少ない。
- ・ 地域におけるボランティアのニーズを把握できていない。
- ・ ボランティア自身が高齢化して十分な活動が出来なくなった。
- ・ ボランティアのニーズはあるはずだが、把握できていない。
- ・ ボランティア活動のリーダー育成制度がない。
- ・ 地域の人口が減少しており、そのためボランティアの声かけ運動や地域活動の参加者を集めるのに苦労している。

第4章 計画の基本的な考え方

1 目標とする将来像

一人ひとりが、しっかりとした「絆」で結ばれ、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら共に生活するまちづくりを確立するとともに、心のバリアフリーを育み、

あふれる笑顔 夢を紡ぐ福祉のまち

を将来像として「南さつま市地域福祉計画」を策定します。

2 共通目標

本市の福祉行政につきましては、これまでそれぞれの分野毎に計画を策定し、公的サービスを中心に運営されてきました。しかしながら、高齢化と少子化が進む本市において、それぞれの地域で安心した生活を送るには、お互いを支え合っていくことが必要不可欠です。

今回策定する地域福祉計画は、「人と人の繋がり」「地域で守る体制づくり」「公的サービスの充実」を軸として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、

自ら育み、共に助け合い、行政も支える

ことを共通目標として推進します。

3 基本目標

将来像の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】

人と人の繋がりによる福祉のまちづくり

地域で暮らすすべての人が、いつまでも地域の中で自分らしく暮らしていくために、地域で人と人が繋がりをもって、お互いを認め合い、支え合うための仕組みをつくります。

【基本目標2】

人と人の思いやりによる福祉のまちづくり

地域で暮らすすべての人が、一人ひとりに応じた適切な福祉サービスを受け、地域の中で見守られながら、人と人が思いやり、安心して生活できる仕組みをつくります。

【基本目標3】

人と人の結びつきによる福祉のまちづくり

地域で暮らすすべての人が、地域に関心をもって地域活動やボランティア活動に参加することで、共に助け合い協力し合い、地域での結びつきを大切に生き活きと暮らす福祉のまちづくりを進めます。

あふれる笑顔 夢を紡ぐ福祉のまち

自ら育み、共に助け合い、行政も支える

繋がり

人と人の繋がりによる
福祉のまちづくり

(1) 地域で支える仕組みづくり

(2) コミュニティ形成の支援

(3) 情報提供・相談支援

(4) 利用者の権利擁護

思いやり

人と人の思いやりによる
福祉のまちづくり

(1) 安心・安全の確保

(2) 福祉サービスの質の向上

結びつき

人と人の結びつきによる
福祉のまちづくり

(1) やさしい地域づくり

(2) 交流の場づくり

(3) ボランティア活動の推進

第5章 取組の内容

基本目標1 人と人の繋がりによる福祉のまちづくり

(1) 地域で支え合える仕組みづくり

本市は市域が広く、地域間の連携の強化、身近な地域の問題を地域で解決する仕組みがますます必要となってきています。

本市では、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー等、さまざまな組織・団体が活動しています。地域の組織・団体がそれぞれの機能を充実させるだけでなく、協力しながら活動を拡大・充実し、地域のネットワークを構築することが必要です。

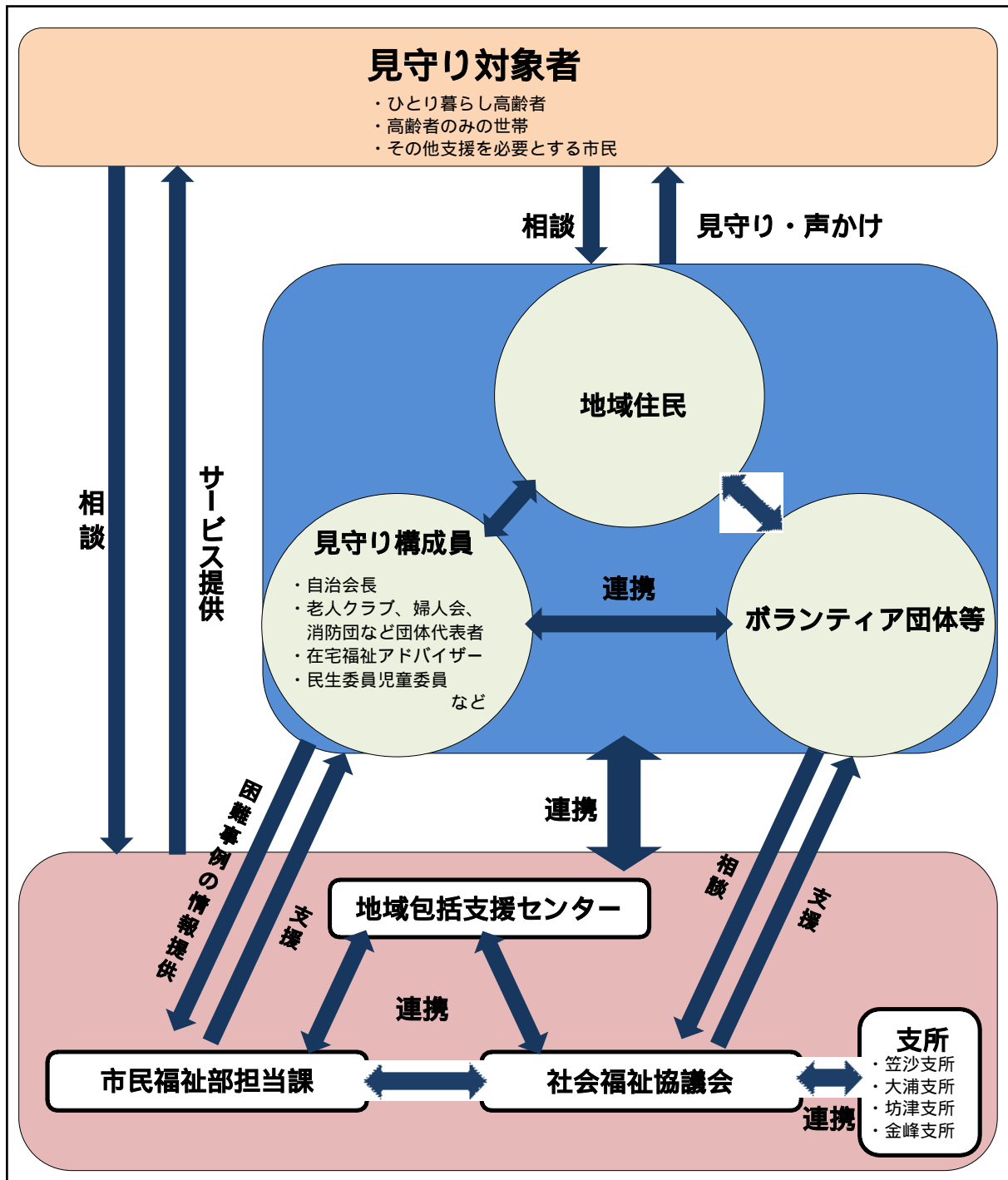
また、身近な地域の中で、さまざまな問題を把握・解決するとともに、地域で解決が難しい場合には、適切な専門機関につなげる仕組みをつくることが大切です。地域において、さまざまな問題を抱えている人を早期に発見し、一人ひとりに応じた適切なサービスを包括的に提供することができるよう、地域で支え合える仕組みづくりを目指します。

取 組

地域における見守りネットワーク活動の推進

取組の方向	取組主体
<p>市域のうち、金峰地区等においては、地域における生活課題の早期発見・早期解決を図るために、地域住民が中心となって、協力し合い、見守っていく仕組みづくり「地域福祉ネットワーク」を構築しています。ネットワークは、自治会長、関係団体の代表者、在宅福祉アドバイザー、民生委員・児童委員等により構成され、見守り対象者に対して活動計画を策定し、安否確認や声かけなどが行われています。見守りの結果については、「福祉ネットワークカレンダー」に記録され、困難・緊急な事案が発生した場合に市民福祉部担当課や市社会福祉協議会等につながります。</p> <p>各地区においては、この活動をモデルとし、見守り体制の充実を図ります。また、必要な場合には専門機関につなぐ仕組みを構築し、地域における見守りネットワーク活動の充実を支援します。</p>	<p>市民福祉部 社会福祉協議会</p>

< 「地域福祉ネットワーク」のイメージ図 >



関係機関・関係団体との連携

取組の方向	取組主体
<p>本市では、民生委員・児童委員やボランティア団体等、さまざまな団体が福祉活動を行っています。また、福祉サービス事業者や社会福祉協議会等も地域の福祉を支えています。これらの福祉に携わる関係機関や関係団体が連携し、問題を抱えている人に包括的なサービスを提供できるよう、地域で支え合える仕組みづくりを支援します。</p>	<p>市民福祉部</p>

地域間の連携強化

取組の方向	取組主体
<p>地域は支え合いや助け合いの重要な基盤となります。そのため、地域の単位として自治会や小学校区、中学校区等があり、それぞれの単位ごとに連携を密にすることで、地域の基盤強化を図ります。</p>	<p>総務企画部</p>

(2) コミュニティ形成の支援

本市では、少子高齢化が急速に進行し、地域のコミュニティが成り立たなくなっている地域もみられます。しかし、これらの地域は、それぞれに固有の風習や伝統文化などを有しており、地域のつながりそして人のつながりが強く、お互いに助け合える関係を築いています。移動手段も乏しく、生活に不安を持っている人がいるなかで、それでも現在住んでいる地域で暮らし続けたいと思っている人が多いのも現状です。

そこで、各組織・団体と連携し、新たな地域コミュニティの創出や移動手段の確保等、地域に応じた活動を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域におけるコミュニティの再生及び基盤づくりを支援します。

また、市街地及びその周辺部においては、若い世代の地域活動離れや地域の担い手の減少などにより、地域のコミュニケーションが希薄化し、地域機能の低下が懸念されます。一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け合う心を大切にする地域コミュニティの形成を行う体制づくりを促進します。

取組

地域コミュニティ形成の支援

取組の方向	取組主体
少子高齢化や人口減少等により、自治運営活動等に支障をきたしている地域においては、自治組織の基盤強化が図られるよう支援し、自治会の再編を促進します。 また、自治会への加入及び活動への参加促進を行い、地域コミュニティの形成を支援します。	総務企画部

移動手段の確保

取組の方向	取組主体
<p>コミュニティバスは、公共交通機関のない高齢者や市民等の身近な交通手段であることから、より多くの市民が活用できるよう、利用者の要望や地域の実情を踏まえながら、既存路線の見直し等を行い、路線バスとの連携を図りながら運行の充実を図ります。</p> <p>また、老人クラブを中心とする福祉団体の移動手段のひとつとなっている老人福祉バスは、主に市内外における会合・研修（高齢者ふれあい事業）等に積極的に活用され、高齢者等の生きがいづくりや健康増進に大いに役立っています。今後についても、運用方法の充実を図りながら有効的な活用を目指します。</p>	総務企画部 市民福祉部

(3) 情報提供・相談支援

市民または地域で問題を抱えたときには、必要に応じて、福祉サービスや専門機関等の情報を速やかに入手することが重要になります。本市では、市や社会福祉協議会の広報、市のホームページ等を活用し情報の提供を行っています。また、情報提供の手段の一つとして、市民、活動団体等を対象に出前講座を実施し、福祉に関する講座のほか、健康・生活環境などあらゆる分野の講座を実施しています。しかし、公的なサービスや制度が複雑化し、情報の提供が不足している、わからないと感じている人もみられます。

今後も出前講座や地域での集まりの場を活用し、わかりやすく効果的な情報提供の仕組みづくりを行うとともに、福祉分野においては、高齢者や障がいのある人等、情報の受け手に応じた情報の提供方法の工夫・充実を図ります。

核家族化や高齢化が進むにつれ、さまざまな虐待が社会問題化しています。幼児・児童に対する虐待問題は、養育力の低下や地域のつながりの希薄化に伴う家族の孤立化等を背景に、育児不安や育児疲れ、悩み・ストレスなどから、子どもの虐待に至っているケースも見られます。また、高齢者虐待は、高齢者の尊厳を侵す深刻な問題ですが、特定の人や家庭にのみ起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であるといえます。

この様なことから、市民または地域と専門機関等のスムーズな情報のやりとりが非常に重要になっています。今後も、市民や地域の問題が早期発見、早期解決できる相談支援体制の充実をめざします。

取組

市報やお知らせ版・ホームページ等による情報の周知

取組の方向	取組主体
<p>福祉に関する情報の提供は、市報やお知らせ版・ホームページ等を通じて情報の発信を行っていますが、制度や法律の度重なる改正により複雑化する福祉サービスの現状について、より分かりやすく市民へ伝えられるよう、市報やお知らせ版・ホームページ・出前講座等による情報提供をさらに充実させます。</p> <p>また、高齢者や障がいのある人など、情報の受け手の状況に合わせて、誰もが必要なサービスを的確に選択できるように、多様な提供手段や媒体（防災無線やホームページ等）、表現方法（点字や音声案内等）を用いて情報提供の充実を図ります。</p>	<p>市民福祉部 総務企画部</p>

相談支援体制の充実

取組の方向	取組主体
<p>地域で問題がおきたときに、いつでも気軽に相談できる窓口が身近にあることは、問題の早期解決にもつながり、私たちが安心して地域で暮らしていく上で、とても大切なことです。行政として、各種窓口や消費生活センター及び地域包括支援センター等において各種相談を行うとともに、社会福祉協議会や子育て支援センター・発達支援センター等による相談活動を支援します。</p> <p>また、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー等が、高齢者にとって身近な相談窓口となるよう活動を充実させるとともに、身近に受けた相談に対し、専門機関や担当職員へ伝達できるよう相談支援体制の充実を図ります。</p>	市民福祉部

庁内連携体制の充実

取組の方向	取組主体
<p>地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、都市計画、環境、市民活動等、行政における担当部課も多岐にわたります。住民が相談する上でわかりやすくし、地域福祉を円滑に推進できるように、担当部課を越えた動きができる連携体制を充実させます。</p>	関係部課

(4) 利用者の権利擁護

福祉サービスを必要とする人が、自らの判断に基づき、自分に合ったサービスを利用することができるよう、各種福祉サービスについて適切に支援を行う必要があります。特に、判断力に不安がある高齢者や障がいのある人に対しては、日常生活に必要な諸手続きに関わる支援等とともに、サービスの利用にあたり、利用者が不利益を被ることがないように、援助・支援を行っていきます。

また、サービスの利用において問題が生じた場合、福祉サービス事業者に比べて専門知識や情報が少ない利用者やその家族が、事業者との関係で弱い立場に立つことのないよう、福祉サービス利用者の権利を擁護するための制度を推進します。

取組

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知

取組の方向	取組主体
<p>社会福祉協議会は、判断力に不安がある高齢者や障がいのある人に対しての福祉サービスの利用手続きの代行や、利用料支払などの日常的な金銭管理等を行う『日常生活自立支援事業』を独自で行っています。</p> <p>また、権利を擁護する仕組みとして、精神上的障がい（知的障がい・精神障がい・認知症等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらう制度として成年後見制度が導入されてきました。地域で自立して暮らし続けるために、市報やお知らせ版、ホームページ、出前講座等を通じて、成年後見制度や日常生活自立援助事業に関する周知を行い、利用者の権利擁護に努めます。</p>	市民福祉部 社会福祉協議会

福祉サービスに対する苦情への対応

取組の方向	取組主体
<p>福祉サービスに関するさまざまな苦情・相談を受けた際には、他の相談窓口と連携し、適切に対応します。</p> <p>また、市報やお知らせ版・ホームページ等を活用し、苦情相談窓口や事業所が設置している第三者委員会等の苦情解決制度について周知を図ります。</p>	市民福祉部

基本目標 2 人と人の思いやりによる福祉のまちづくり

(1) 安心・安全の確保

本市においては、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。加えて、高齢者や障がいのある人など、災害時や緊急時の避難に不安を感じている人やひとりでは避難できない人、いわゆる『災害時要援護者』も増えることが予想されます。

特に交通安全対策においては、高齢者が関係する（加害者・被害者）交通事故が多く、近年は交通事故死亡者の半数以上を高齢者が占めています。本市では、交通安全対策会議や交通安全市民運動推進協議会を組織し、関係機関一体となり「千人立哨」等を行い、交通安全運動を推進しています。さらに、交通事故の犠牲者となりやすい高齢者や幼児等には、交通安全専門指導員による交通安全教室を行い、交通弱者による交通事故の未然防止に努めています。

近年、経済の低迷を主原因として、犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。この様な犯罪から市民を守るため、警察署をはじめ南さつま地区防犯協会や地域の防犯組織等が互いに連携を深め、人的ネットワークによる防犯体制の充実を図っています。

また、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者の状況を把握するとともに、災害時や緊急時における避難支援体制の充実を図っています。今後も、見守り活動をはじめとし、地域住民の協力により災害時や緊急時における要援護者の把握を行い、支援体制の強化を図ります。

さらに、防災知識の普及、啓発等により一人ひとりの防災に対する意識を高めるとともに、地域住民による自主防災組織や各種組織・団体が連携を図り、地域全体でのネットワークづくりを推進します。

取 組

防犯活動・交通安全運動の推進

取組の方向	取組主体
<p>交通安全対策会議や交通安全市民運動推進協議会等の関係機関が一体となり、市民への啓発や千人立哨等を行い、交通安全運動を推進します。特に、交通事故の犠牲者となりやすい高齢者や幼児などに対して、交通安全専門指導員による交通安全教室を実施します。</p> <p>また、防犯対策に関しては、地域をはじめ各関係団体の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、市民の安全確保のための施策を推進します。</p> <p>これらの活動を積極的に推進していくとともに、地域住民による防犯活動や交通安全運動の充実を図ります。</p>	<p>総務企画部</p>

災害時・緊急時の支援体制

取組の方向	取組主体
<p>全庁（各支所を含む。）において、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導の支援体制等、災害時や緊急時における要援護者の避難支援体制の確保に努めます。併せて、要援護者に関する個別の支援台帳管理システムを整備し、要援護者の把握に努めるとともに、地域、消防、警察等の関係機関との情報の共有化を図ります。</p> <p>また、「自分たちのことは自分たちで守る」という、住民連携の理念に基づき、迅速かつ的確な支援を行える組織として、地域における自主防災組織の設置を促進します。それぞれの地域の実情に合わせて組織し、防災訓練や防災知識等の啓発を行い、地域の防災意識を高めます。災害時や緊急時には、自主防災組織がリーダーシップを発揮し災害時要援護者への支援や住民の避難支援を行う体制づくりに努めます。</p> <p>大規模な災害が発生した場合、災害ボランティアセンターの設置にあたり、社会福祉協議会との連携を図ります。</p>	<p>総務企画部 市民福祉部 社会福祉協議会</p>

「南さつま市地域防災計画」、「南さつま市安心安全まちづくり指針」
との連携

取組の方向	取組主体
<p>国の安全基準の見直しを受けて、本市においても「南さつま市地域防災計画」の見直しを行い、さらなる地域防災の充実を図ります。さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え、避難場所の周知等、防災知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>また、「南さつま市安心安全まちづくり指針」に示されている16の指針に基づき、幼児から高齢者まであらゆる市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進します。</p>	<p>総務企画部</p>

防災無線の活用

取組の方向	取組主体
<p>災害時や緊急時において、屋外または屋内放送ができるように防災無線の整備を行っています。しかしながら、屋外の放送が聞こえにくい地域等があるため、高齢者や障がいのある人にとっても、確実に情報を伝達できるよう、さらなる整備を検討します。</p>	<p>総務企画部</p>

情報の共有

取組の方向	取組主体
<p>地域で自立した生活を営むために、地域に関わるボランティア団体、関係団体、関係機関等によるネットワーク化や情報のシステム化を検討し、それぞれが持っている情報の共有化を目指します。</p> <p>また、その情報を災害時や緊急時の迅速な避難に役立てます。</p>	<p>関係部署</p>

(2) 福祉サービスの質の向上

本市では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉と各分野において、さまざまな福祉サービスが展開されています。そこで、福祉サービス事業者等による適切なサービス提供や、資質の向上を図るため、福祉サービス事業に携わる職員への研修や情報共有のための支援を行います。

また、地域における問題は、複雑及び多様化してきており、一人ひとりにあった適切なサービスの提供が求められています。専門職員や関係機関、各種相談員等の連携を密にし、一人ひとりの要望に応じたサービスの提供が行えるよう、福祉サービスの充実を図ります。

取組

専門職ごとの活動や研修支援

取組の方向	取組主体
<p>福祉サービス事業者等による高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、児童福祉分野といった対象者別に行う研修について、講師の派遣や情報提供などの支援を行います。関係機関や組織のさまざまな専門職同士の情報交換・共有や連携の強化を支援することで、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>また、保健福祉専門職の研修会や交流活動について情報を収集するとともに、事業者等の専門職に対して、市報やお知らせ版・ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。</p>	市民福祉部

各分野の情報共有や連携支援

取組の方向	取組主体
福祉サービスを提供する保健福祉従事者等の人材育成及び資質の向上を図るとともに、市内の民生委員・児童委員や各種相談員等の活動を支援するため、各種研修や情報交換及び情報共有の機会の充実に努めます。	市民福祉部

基本目標3 人と人との結びつきによる福祉のまちづくり

(1) やさしい地域づくり

本計画の基本的な考え方として、性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、地域に暮らすすべての人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活し、尊重される社会の実現が求められています。

障がいへの理解不足や意識の隔たりを無くし、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるよう、市民が同じ地域に住む者として互いに理解し合い、認め合うために、福祉教育の充実を図ります。

また、日ごろから身近にある福祉について考える機会や、障がいのある人などとの交流の機会を持つことで、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。

さらに、誰もが住み慣れたまちで安心して自立した生活を送っていくためには、社会参加を妨げる問題をできる限り取り除く必要があります。このため、ユニバーサルデザインに関する情報提供や学習機会の充実を図るとともに、誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

取組

福祉の理解促進

取組の方向	取組主体
より多くの市民が、さまざまな方法や関わり合いの中で地域福祉を推進していくためには、福祉への関心を高めることが重要となります。なかでも、障がいのある方や認知症高齢者に対して、それぞれの状態や立場を理解し、誰でも普通に地域で暮らし続けられるよう、地域福祉に関する話し合いの場や多様な人々との交流の機会を設け、福祉への理解や関心を高める環境づくりに努めます。	市民福祉部

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

取組の方向	取組主体
<p>ユニバーサルデザインに関する情報提供や学習機会の充実を図り、一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、自分の問題として捉えられるように意識啓発に努めます。</p> <p>また、公共施設のスロープ、段差の解消、トイレへのおむつ交換台の設置等、バリアフリー化を推進します。</p> <p>さらに、施設等の整備や改善においては、市民の意見を取り入れる場や機会を設けるよう努めます。</p>	<p>市民福祉部 建設部</p>

福祉教育の推進

取組の方向	取組主体
<p>子どもや若年層に思いやりの心を育み、福祉への理解を促進するために、学校教育の中で、保育や介護といった福祉体験学習や、地域の高齢者や施設で働く人又は利用者など、地域の人的資源を活かした授業等を積極的に推進します。</p> <p>また、地域においては、さまざまな活動やイベントに対し、気軽に参加できる体制づくりを行い、各世代との交流を通して、地域活動による福祉教育の推進を図ります。</p>	<p>教育部</p>

(2) 交流の場づくり

地域の交流やふれあいの活動や機会は、地域における顔の見える関係を築く上で重要な役割を果たしています。

地域福祉を推進していくためには、地域でのふれあいや交流を通じて日常的なつきあいを深め、地域住民がお互いに関心を持ち合うことが大切です。

このため、身近な地域において、子ども及び高齢者や障がいのある人など、誰もが広く利用できる各種サロン活動や地域のイベント等、気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。

また、地域における活動の中心として、市内22校区に地域元気づくり委員会が設置され、地域の実情を踏まえ、独居老人の安否確認や福祉講演会の実施、小中学生の登下校時の見守り活動等、地域の方々が考え、計画したさまざまな福祉事業を展開しており、地域の中心的な組織になっています。今後もこの地域元気づくり委員会の拠点となる地区公民館等を活用した交流活動を支援します。

取組

地域の交流の場づくり

取組の方向	取組主体
<p>各地区公民館においては、地域元気づくり委員会による行事をはじめとし、高齢者学級や市民大学・自主グループの活動等、幼児から高齢者まで幅広い年代により多種多様な活動が行われています。今後も引き続き身近な地域の拠点として、子ども及び高齢者や障がいのある人など、誰もが広く利用でき、気軽に集い、交流を深めることができる各種サロン活動、公民館活動の充実を図ります。</p> <p>また、市子育て支援センターやH A S 発達支援センターにおける子育てや障がい児に関する相談や交流の場としての活動を支援し、今後広く地域に浸透するよう啓発に努めます。</p> <p>さらに、空きのある公共施設等、交流活動の場としてさまざまな既存資源を有効活用します。</p>	<p>市民福祉部 総務企画部 教育部</p>

地域の行事やイベントの支援

取組の方向	取組主体
<p>地域の行事やイベント、地域活動などについて情報を集約するとともに、市報やお知らせ版・ホームページ等を通じて、情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、子ども及び高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽に参加しやすい、地域での交流やふれあいの機会、行事やイベント等に取り組む地域団体の活動を支援します。特に地域元気づくり事業は、まさに「共助」社会をつくり育てていく事業であるので、多くの市民に理解いただき、新しいコミュニティの構築と住民自治のために充実を図ります。</p>	総務企画部

(3) ボランティア活動の推進

南さつま市社会福祉協議会ボランティア活動センターは、これまでさまざまなボランティア団体やNPO法人等の育成・支援を行い、市民による自主的・主体的な活動を促進するなど、ボランティアによる地域福祉活動の中核的な役割を担っています。今後もその活動を支援し、地域の福祉力を高めていきます。

ボランティアの体験講座等においてボランティアを学び、体験する機会を充実することで、ボランティア活動への関心を高めるとともに、障がいの有無や年齢に関係なく、気軽に活動に参加できる環境づくりを進めます。また、ボランティア団体やNPO法人等の活動に対する支援、人材育成を図り、活動の活性化に努めます。

さらに、今後増加が予想されるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する見守り支援のためのボランティア活動を推進します。

また、さまざまな問題を抱える当事者たちによる活動への支援を行い、市民の多様なニーズに対応していきます。

取組

ボランティア団体やNPO法人等の活動支援

取組の方向	取組主体
<p>社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアを求める人とボランティア活動を希望する人を結びつけるコーディネート機能の強化を支援します。</p> <p>また、さまざまなボランティア活動やNPO活動を把握するとともに、公的施設等の場の提供、活動に関する情報の収集や発信するなど、ボランティア団体やNPO法人等の活動を支援します。</p>	社会福祉協議会 市民福祉部

ボランティア活動の人材確保・育成支援

取組の方向	取組主体
<p>市報やお知らせ版・ホームページ等を活用し、ボランティアに関する情報提供の充実を図り、ボランティアへの関心を高めます。</p> <p>また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成講座や研修、ボランティア体験等の機会を充実し、豊かな経験と知識・技術を持つ高齢者やさまざまな資格を持つ人など、ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会 市民福祉部</p>

(4) 健康・生きがいづくり

住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、「健康」で「生きがい」を持って生活することが重要な要素となります。

そこで、市民だれもが生きがいを持って生活するため、就労等により地域社会との関わりを持ち続けられるように支援を行います。

また、一人ひとりが、心と体の健康を保ち続けることが、地域福祉を支える基盤となるため、自分自身の健康について考え、行動していけるよう健康づくりの推進を行います。

取 組

健康づくりの推進

取組の方向	取組主体
<p>「南さつま市健康増進計画」をもとに、広く市民の保健事業を行い、健康づくりの推進に取り組んでいます。</p> <p>また、健康づくりの普及・啓発や食生活改善の推進を図るとともに、健康教室や健康相談等を行い、健康づくり活動の推進を図ります。</p>	<p>市民福祉部</p>

就労支援

取組の方向	取組主体
<p>高齢者や障がいのある人などが、社会との関わりを持ち、生きがいにつながっていくように、就労に対する支援を行います。</p> <p>高齢者においては、健康と生きがいづくりのため、就業機会の確保が図られるよう、その中核をなすシルバー人材センターのPRと支援に努め、団塊世代や女性の加入を促進するための広報活動等に努めます。</p> <p>また、障がいのある人については、ハローワーク及び商工会議所・商工会等との連携を深め、民間企業や施設、作業所等への働きかけを行い、障がい者の雇用・就労の場の拡大を図ります。加えて、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図り推進します。</p>	市民福祉部

第6章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取組が不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

(1) 市民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する市民自身です。一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。

市民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参画することが必要です。

(2) 関係団体の役割

福祉サービス事業者・NPO法人・ボランティア団体等の福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知を図り、他のサービス提供者と連携して取り組むことが大切です。今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が地域福祉に参加するための支援など、地域福祉への参画が必要です。

(3) 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。市民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に庁内の関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

2 計画の評価・点検

本計画の推進状況を管理するために、地域福祉施策の事業について、毎年の実施状況を把握・整理し、計画の推進状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

3 計画の周知

本計画の内容や市の地域福祉施策等について、広く市民に周知していくため、市報やお知らせ版・ホームページ等、様々な媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体などとも連携し、市民が施策や事業内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。